

# 入札参加を希望する業者様へ

## 総合評価における技術提案資料等の簡素化についてのお知らせ

東北森林管理局では、入札不調等の改善に向けた調達改善計画により、次回入札参加から、技術提案に係わる書類の添付を省略することによる入札事務の簡素化を行うこととします。

### 1. 提出書類の簡素化

#### (1) 簡素化対象となる書類

技術審査の「提出書類一覧」に記載されている簡素化に指定された、会社及び技術者の実績や過去の事業成績・各種資格者証など、事業期間内に変更となることがない書類が簡素化対象となります。

なお、簡素化については書類を提出した署ごとになります。

#### (2) 提出書類の簡素化対象年度

事業年度ごととなり、入札公告に、【例】「本工事は、令和〇年度 国有林野事業の工事における技術提案資料等の簡素化対象工事である。」と記載している年度が対象年度となります。

このことから、対象年度内なら同種事業で提出書類に変更がない場合に限り、初回入札以降は提出書類を簡素化出来ることとなります。

#### (3) CORINSによる簡素化

各森林管理局・署等が発注した工事等の書類で、CORINSに登録されている場合は、CORINS登録番号を記載することにより工事カルテ等の写しの添付を最初の入札から省略できます。

### 2. その他

詳細は技術提案書作成要領等に記載しています。